

国立大学法人岡山大学学長補佐の設置に関する要項

〔平成26年3月31日〕
学 長 裁 定

改正 平成26年7月10日

平成27年6月30日

(設置)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）に、学長を補佐する体制を整備し、法人の円滑な運営を図るため、学長補佐を置くことができる。

(職務)

第2条 学長補佐は、学長の指示する特定の業務について、学長を補佐する。

(任命等)

第3条 学長補佐は、法人の職員又は大学運営及び大学経営に高い見識を有する法人の職員以外の者のうちから、学長が任命又は委嘱する。

(任期等)

第4条 学長補佐の任期又は委嘱期間は、3年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、学長補佐の任期又は委嘱期間の末日は、学長の任期の末日以前でなければならない。

(報酬)

第5条 法人の職員のうちから任命される学長補佐（以下「学内学長補佐」という。）には、報酬として、月額50,000円を支給する。

2 法人の職員以外の者のうちから任命される学長補佐の報酬は、当該学長補佐に対する担当業務の内容・程度等を総合的に勘案し、学長が定めるものとする。

3 学長補佐としての諸活動に伴う必要な経費は、予算の範囲内で法人の定めに基づき法人が負担する。

(秘密保持)

第6条 学長補佐は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成26年7月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 この要項の施行日前において、現に学長補佐である者に対する国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号）第14条第1項の適用については、当該者が引き続き学長補佐である期間に限り、同条同項に規定する合計額に、学長補佐としての報酬の額を加えるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に学長補佐であった者で施行日以後も引き続き学長補佐であるもの（施行日以降に再任された者を除く。）の報酬の月額は、なお従前の例による。